



# 犬・猫用ペットフードの 製造または輸入をする場合は、 届出が必要です！

No.6

農林水産部消費・安全課では、犬・猫用ペットフードの製造または輸入を予定している事業者の皆様から問い合わせ及び届出に関する窓口業務を行っています。

最近、飲食店関係者からは、取り扱っている食材（馬肉、鶏肉、魚肉など）を原料にしたジャーキー類について、また個人の方からは、ケークやクッキーなどのペット用おやつを製造したいといった内容の問い合わせが増えています。

ペットフードの安全性を確保するための制度（愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（ペットフード安全法））において、犬・猫用のペットフードを対象として、

ペットフードの製造業者または輸入業者は、氏名・事業場の名称などの国（主たる事務所（本社等）が所在する都道府県を管轄する地方農政局等。沖縄県では沖縄総合事務局）への届出が義務付けられています。

また、表示基準として、製造されたペットフードに①名称、②賞味期限、③原材料名、④原産国名、⑤事業者名及び住所の5項目を日本語で表示することが義務付けられています。ほか、国が定めた基準・規格に合わないペットフードの製造、輸入及び販売が禁止されています。



ペットフードを食べる犬



さらに、有害な物質を含むペットフードの製造なども禁止されており、基準・規格に合わない、あるいは有害な物質を含むペットフードが販売などされた場合は、国が事業者に対してそのペットフードの廃棄、回収などを命令することができます。

ペットフードの製造業者及び輸入業者の皆様には、引き続き、ペットフードの安全性を確保するための制度を遵守していただきますようお願いします。また、当制度についてご質問がございましたら、お気軽にお問合せ先までご連絡ください。



鹿肉ごはん(ドライフード)「写真提供:京丹波自然工房」

お問合せ先  
農林水産部 消費・安全課  
☎ 098-866-1672